

盛岡広域振興局長告示第20号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年3月5日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0332100015	障がい者相談支援センター クレパス	岩手郡岩手町大字川口 第16地割3番地3	社会福祉法人いわて育心会	平成24年10月1日

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0332100015	障がい者相談支援センター クレパス	岩手郡岩手町大字川口 第16地割3番地3	社会福祉法人いわて育心会	平成24年10月1日